

若者からの最近の相談事例

「オーディションに合格」と喜んだら高額レッスンの契約だった！

オーディションサイトを見て、オーディションを受けたところ、数日後に「合格した」と事務所に呼び出された。タレントになるために、レッスンとマネジメント料金として 52 万円の契約を求められた。「あなたを売り出したい」と言われ契約したが、家族に反対されたため解約したいと申し出たところ、高額な解約料を請求された。 (大学生)

⇒ タレントやモデルになれると勧誘する「オーディション商法」に関する相談が若者を中心に多く寄せられています。事前に高額な契約が必要であると目的を告げずに呼び出して契約させることはアポイントメントセールスにあたり、クーリング・オフできる場合があります。契約前に契約書をよく読み、冷静に判断しましょう。

マッチングアプリで知り合った人に FX 投資を勧められた

マッチングアプリで知り合った人に海外 FX への投資を勧められた。最初に 10 万円を投資したところ 2 倍になったため、追加で 200 万円を投資した。送金先は個人口座。100 万円の利益が出ているというので払い出そうとしたら、税金として 30 万円が必要だといわれ、支払ったところ連絡がとれなくなった。だまされたのか。 (20代 給与生活者)

⇒ 最近、アプリや SNS で知り合った人に投資の勧誘をされるといった手口の被害が増えています。簡単に儲かる話はありません。SNS 等で知り合った相手の言うことをうのみにするのは危険です。日本で FX などの金融商品を販売する場合は、金融庁の登録が必要なので、確認しましょう。また、事業者と連絡が取れなくなった場合は、返金が非常に難しくなるため、注意が必要です。

オンラインゲームに子どもが無断で課金して高額な請求が！

クレジットカードに身に覚えのない請求 12 万円があったので、カード会社に確認したところ、小学生の息子が親のスマホでオンラインゲームをしており、アイテムを購入するなど親に無断で課金していたことがわかった。スマホにクレジットカードが紐づけされており、決済できてしまったようだ。ゲームの事業者に未成年者契約の取り消しを求めたが、「親の善管注意義務違反のため、取り消しを認めない」と返金を断られた。

(当事者:小学生)

⇒ 未成年者が親に無断で行った契約については「未成年者契約取り消し」ができます。ただし、子どもが年齢を詐称していたり、繰り返し契約を行っている場合など、「未成年者取り消し」が認められない場合もありますので、お子さんと話し合い、注意しておく必要があります。

疑問や不安はそのままにせず、困ったときは消費生活センターへ！！